

ご存知ですか？

マイナンバー制度



マイナンバーの利用が始まっています (個人番号)

平成28年1月から、行政機関などによるマイナンバーの利用が始まり、窓口での手続きなどで、各種申請書にマイナンバーを記入する必要があります。

次の申請・届出については、申請する方のマイナンバーが必要です。

- ◎地方税に関する各種申告・申請
- ◎国民健康保険に関する各種申請・届出
- ◎妊娠・低出生児の届出
- ◎児童手当・児童扶養手当に関する各種申請・届出
- ◎障害者・障害児に関する各種申請
- ◎生活保護に関する各種申請

これらの申請の受付の際は、マイナンバー法に基づき、窓口で本人確認とマイナンバーを確認しています。

本人確認は、書類の提示をお願いしています。本人確認書類は、次のとおりです。

◎マイナンバーカードがある場合

- ・マイナンバーカード

◎マイナンバーカードがない場合

- ・通知カード
- ・本人確認書類（運転免許証やパスポートなど）

マイナンバー通知カードを紛失された方へ (個人番号)

次の①か②のどちらかの手続きを行ってください。

①「通知カード」の再発行

最寄りの警察署へ遺失物届を提出し、市役所1階市民課窓口で、通知カードの紛失届の提出と、再発行申請を行ってください。その際、遺失物届の受理番号と本人確認書類（運転免許証など）が必要です。再発行手数料が1人につき500円かかります。また、代理で申請する場合は、同一世帯員であっても委任状が必要です。事前にお問い合わせください。なお、警察署で遺失物届が受理されなかった場合は、その旨を窓口でお伝えください。

②「マイナンバーカード」の交付申請

申請書を市役所1階市民課に取りに来るか、マイナンバーカード総合サイトのホームページからダウンロードしてください。申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼付のうえ、下記まで送付してください。※封筒、切手はご自身で用意してください。

■送付先／地方公共団体情報システム機構
個人番号カード交付申請書受付センター
〒219-8650 日本郵便株式会社
川崎東郵便局 郵便私書箱第2号

■マイナンバーカード総合サイト
HP <https://www.kojinbango-card.go.jp>

※いずれのカードも発行まで1カ月ほどかかります。急ぎでマイナンバーを確認する必要がある場合は、マイナンバー入りの住民票を取得することも可能です。

問い合わせ

南国市マイナンバーコールセンター
0570-05-6759 (有料)
8時30分～17時15分 ※土・日・祝日、年末年始を除く

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178 (無料)
平日 9時30分～22時
土・日・祝日 9時30分～17時30分 ※年末年始を除く

税務課からのお知らせ

土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿 を見ることができます

縦覧期間	4月1日(金)～5月31日(火) 8:30～17:15 ※土・日曜日、祝日を除く
縦覧場所	税務課資産税係
縦覧資格者	平成28年1月1日現在の固定資産の所有者で、固定資産税の納税者または納税者から縦覧の委任を受けた方
縦覧対象物件	納税者本人所有資産以外の土地または家屋の評価額 ※土地のみを所有している方による家屋の縦覧や、家屋のみを所有している方による土地の縦覧はできません。
必要な物	本人確認用書類（運転免許証など）または納税通知書（受け取り後） ※代理人は委任状が必要です。 (法人の場合は代表者からの委任を受けてください。)
手数料	無料

※「誰々さんの（どこそこの）土地と家屋の分を縦覧したい」との要望には、地方税法の守秘義務の規定に抵触しますので、お答えできません。あらかじめ縦覧箇所の所在地番などを確認の上、縦覧してください。

■問い合わせ
税務課資産税係
☎880-6554

廃車や名義変更の届出はお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者（登録名義人）に納めていただく税金です。

廃車や譲渡をしても、廃車や名義変更の届出をしていない場合は課税されますのでご注意ください。

そのほか、盗難に遭った、市外に転出した、所有者がなくなったなどの場合にも届出が必要です。

※4月2日以降に廃車や名義変更をしても、その年度は課税されます。払い戻しはありません。

車種	届出先
原動機付自転車 (50cc～125cc、ミニカー) 小型特殊自動車、農耕作業用自動車	南国市税務課税務管理係 ☎880-6554
軽二輪車 (126cc～250cc)	高知県軽自動車協会 ☎842-4311
二輪の小型自動車 (251cc～)	高知運輸支局登録課 ☎050-5540-2077
軽自動車	軽自動車検査協会 ☎050-3816-3125

届出をしないでいると！

- ・廃棄したり人に譲ったりしたのに税金のお知らせが届く。
 - ・車や税金に関する大事なお知らせが届かない。
 - ・盗難や事故の際に使用者や所有者の確認が遅れる。
- などの支障が生じる恐れがあります。

●農耕作業用自動車も届出を

乗用装置を有するトラクターやコンバインなどは課税されますので、取得した場合には登録の届出が必要です。

●身体障害者手帳などを

お持ちの方へ

心身に障がいのある方などで、一定の要件に該当する方は減免を受けることができます。5月24日(火)までに申請してください。前年度に減免の決定を受けた方には、3月中に減免の要件を確認する書類（使用状況届）を郵送します。減免の継続を希望する方は、忘れずに返信してください。

■問い合わせ／税務課税務管理係 ☎880-6554